

○朝日町移住支援事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

告示第50号

(趣旨)

第1条 朝日町は、富山県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び朝日町総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、富山県と共同して行う移住支援事業において、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「東京圏」という。）から朝日町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において朝日町移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとする。

当該補助金の交付については、富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 補助金の対象となる者は、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号又は第3号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に

在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第

64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(ウ) ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 補助金の申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。

(ウ) 朝日町に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他富山県又は朝日町が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、富山県が実施する移住支援事業において補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。
- (オ) 求人への応募日が、マッチングサイトに同号イの求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。
- (ウ) 当該就職先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークの場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(3) 起業に関する要件

1年以内に富山県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3箇月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 補助金の申請者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出するものとする。

(1) 全員が提出が必要な書類

ア 写真付き身分証明書（提示により本人確認ができる書類）

イ 朝日町移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

ウ 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類）

(2) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から東京23区への通勤者の場合は、

東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間

及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(3) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

ア 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)

イ 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)

(4) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から東京23区の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみが提出が必要な書類

ア 卒要証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)

イ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(5) 世帯向けの金額を申請する場合は、移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(6) 就業の補助金申請者の場合は、就業先企業等の就業証明書(様式第2号)

(7) テレワークの補助金申請者の場合は、所属先企業等の就業証明書(様式第2号の1)

(8) 起業の補助金申請者の場合は、起業支援金の交付決定通知書
(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

審査の結果、補助金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における補助金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第6条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、朝日町移住支援事業補助金交付決定通知書再交付申請書(様式3号)を町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第7条 富山県及び朝日町は、県実施要領に基づく事業が適切に実施されたかどうか等

を確認するため、必要があると認めるときは、報告及び立入調査を求めることができる。

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた者が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、補助金の全額又は半額を返還しなければならない。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして富山県及び朝日町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をしたとき

(イ) 補助金の申請日から3年未満に富山県外へ転出したとき

(ウ) 補助金の申請日から1年以内に要件を満たす職を辞したとき

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に富山県外へ転出したとき

2 前項の規定に違反し、補助金の返還をしない場合は、町長が補助金の交付を受けた者に対し、返還の請求をするものとする。富山県内での複数回の移動後、最終的に、富山県外に転出した場合においても、町長が債権の回収を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、富山県と朝日町が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第7号)

この要綱は、令和2年1月17日から施行する。

附 則 (令和3年告示第66号)

この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

附 則 (令和4年告示第28号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和５年告示第２２号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。